

# 第2回笠松町議会臨時会議決結果(11月14日開会 同日閉会)

## 第60号 令和4年度笠松町一般会計補正予算(専決第1号)の専決処分の承認

補正額 109,055,000円  
補正後歳入歳出予算額 8,196,269,000円

### [主な補正内容]

- ・電力・ガス・食料品などの価格高騰に伴い、特に影響が大きい低所得者世帯(住民税非課税世帯等)に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給するため、所要の経費を計上

## 第61号 令和4年度笠松町一般会計補正予算(第3号)

補正額 65,997,000円  
補正後歳入歳出予算額 8,262,266,000円

### [主な補正内容]

- ・化石燃料や物価高騰の影響を受けている家計や地域経済を支援するための経費を計上

### (支援の内容)

- 水道事業が実施する水道料金の基本料金とメーター使用料を1期分(6期)免除
- 令和4年10月末現在に高校生以下の子どものい

る家庭一世帯につき15,000円を支給

- 令和4年9月末現在の未就学児一人につき9,000円を追加し、18,000円を支給

- 町内の医療・介護・障害福祉施設等の負担を軽減するため、医療・介護・障害福祉事業者に物価高騰対策支援金を支給

- 特別支援学校へ通学している小学部及び中学部の保護者を対象に、学校給食費支援を拡充

- 学校給食費を1月から3月まで無償化を延長

- ・明治安田生命保険相互会社からの寄附を活用し、ちよいスポ健康フェスタ事業などへ財源充当

## 第62号 令和4年度笠松町水道事業会計補正予算(第2号)

補正額 110,000円  
補正後歳入歳出予算額 592,156,000円

### [主な補正内容]

- ・水道料金の基本料金とメーター使用料免除期間を1期延長することに伴う関係費用を計上

[すべて可決]

## 令和4年分(令和5年度) 所得税確定申告・町県民税申告

5~8ページをご覧ください



一町の所得税確定申告、町県民税申告の申告相談は**事前予約制**です



事前予約は「**ネット予約**」または「**電話予約**」で

どちらか1つの方法を選び、事前予約をしてください。(重複予約の場合、予約取消となることがあります。)

### 笠松町 所得税確定申告・町県民税申告会場

**申告会場** 役場4階大会議室 **特設会場** ※松枝公民館・総合会館での会場開設は行いません

**開設期間** 2月16日(木)~3月15日(水) ※土日、祝日を除く

**開設時間** 午前9時~午後4時 ※正午~午後1時を除く

### 受付時間

午前の部		午後の部	
① 9:00~ 9:30	④ 10:30~11:00	⑦ 13:00~13:30	⑩ 14:30~15:00
② 9:30~10:00	⑤ 11:00~11:30	⑧ 13:30~14:00	⑪ 15:00~15:30
③ 10:00~10:30	⑥ 11:30~12:00	⑨ 14:00~14:30	⑫ 15:30~16:00

## 予約方法

必ず事前予約のうえ、予約した時間までに会場へお越しください。予約なしでのご来場の場合、対応しかねる場合があります。

※一時所得、配当所得、譲渡所得、準確定申告(亡くなられた方の申告)、住宅ローン控除(適用の初年分のみ)、繰越損失の申告、雑損控除、青色申告、令和3年分以前の申告は町の会場では受付できませんので、税務署会場で申告してください。

### ネット予約

受付期間 **1月10日(火)～3月13日(月)**

※希望日の2日前まで。希望日の前日と当日は電話予約のみ。

受付時間 24時間対応

- 予約方法
- ①町ホームページから予約フォーム(1月10日から公開)へアクセス
  - ②希望する日時を選択(5ページ「開設期間」「受付時間」参照)
  - ③申告する収入の種類を選択



予約フォーム

町の申告会場で受付できる収入・・・事業収入、給与収入、不動産収入、雑収入  
申告を受付できない収入・・・株の配当や土地の売買などの収入

※収入の種類によっては申告相談をお断りすることがありますので、ご了承ください。

- ④必要事項(氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレスなど)を入力

※申告する方と来場者が違う場合は、来場者の氏名なども入力

※入力したメールアドレスに申し込み完了メールが届きます

- ⑤表示される連絡事項や当日の持ち物を確認

- ⑥予約完了

(予約番号「KASA-〇〇〇〇〇〇〇〇(数字8桁)」が表示されます。)

※予約番号は当日会場で確認しますので、必ずメモを控えておくか、予約内容を印刷しておいてください。

※予約の変更やキャンセルは電話(☎388-1112)で事前にご連絡ください。

(受付:午前8時30分～午後5時15分/土日、祝日を除く)

※予約のキャンセルのみ、申し込み完了メールに記載のURLからも手続きができます。

ネット予約は  
いつでもできて  
便利です



### 電話予約

受付期間 **1月23日(月)～3月15日(水)** ※土日、祝日を除く

受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※最終日の3月15日は午後3時まで

予約方法 **予約先: 役場税務課 ☎388-1112**

- ①電話をかけ「申告の予約をしたい」旨を伝える

- ②次の予約情報を伝える

(ア)予約者(電話をかけているご本人)の氏名、住所、電話番号

(イ)来場者(当日会場にお越しになる方)の氏名、住所、電話番号

(ウ)申告者(申告する方)の氏名、住所

※(ア)→(イ)→(ウ)の順番にお伝えください。

- ③お伝えする予約番号をメモに控える

※予約番号は当日会場で確認しますので、必ずメモに控えておいてください。

※予約の変更やキャンセルは電話で事前にご連絡ください。(受付:午前8時30分～午後5時15分/土日、祝日を除く)



## 所得控除の確認をお忘れなく!

所得控除とは、課税の対象となる所得金額から一定の金額を差し引く仕組みのことです。各種控除の対象者が必要書類を添えて申告することで、課税対象の所得が減額され税額も減りますので、申告をする際には事前に所得控除についても確認しましょう。

なお、次の所得控除については事前に書類を作成したり、担当窓口で交付申請する必要がありますので、早めの準備をお願いします。

### 事前に書類の準備が必要な所得控除

種類	①医療費控除(㉓ ㉔ のどちらかを選択)		②要介護認定を受けている方の障害者控除	③空き家の譲渡所得特別控除の特例
	㉓医療費控除	㉔セルフメディケーション税制 ※注1		
要件	医療費が10万円(総所得金額等が200万円未満の場合はその所得等の5%)を超えた場合	対象の医薬品購入費が12,000円を超えた場合 ★健康の保持や増進、疾病の予防など一定の取り組みを行っていること	障がい者などに準ずる方 (65歳以上で介護認定を受けている方のうち、障害者手帳の交付を受けておらず、町要領の規定に該当する方)	相続した空き家や、相続した空き家を取り壊した後の土地を売却した場合 ※注3
申告の添付書類	医療費控除の明細書  ※明細書は、病院の領収書や薬局のレシートから、ご自身で作成してください。	セルフメディケーション税制の明細書 ※注2	障害者控除対象者認定書	被相続人居住用家屋等確認書
申告できる方	医療費・医薬品購入費を支払った本人または生計を一にする配偶者やその他親族		「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた65歳以上の方またはその方を扶養している方	相続した空き家や空き家を取り壊して売却した相続人
担当窓口	税務課 ☎388-1112		健康介護課 ☎388-7171	建設課 ☎388-1117

注1：セルフメディケーション税制の適用期限：令和8年12月31日

#### ▶注2

特定一般用医薬品等の対象となる医薬品  
(厚生労働省ホームページ)



#### ▶注3

被相続人の居住用財産(空き家)を売ったときの特例  
(国税庁ホームページ)



関税務課 ☎388-1112

ごみの処理は(株)野々村商店に!!

**株式会社 野々村商店**

一般廃棄物収集運搬業  
(笠松町許可)

産業廃棄物収集運搬処理業

岐阜市則松2丁目157番地  
TEL 058-239-9921  
瑞穂市野田新田3977-1  
TEL 058-327-4030



総合建設業

**安藤建設株式会社**

☎058-388-0077

☎058-387-1515

住宅性能保証制度  
登録店

お気軽に  
お問い合わせ  
ください。





## 控除に関する注意事項

### ふるさと納税のワンストップ特例制度を利用している方へ

ワンストップ特例制度を申請していても、医療費控除などで確定申告をするとワンストップ特例制度が無効となり、町県民税の寄附金控除が適用されません。確定申告をする方は、寄附先の自治体から発行される「寄附金受領証明書」などを添付し、忘れずに寄附金控除も申請しましょう。

岡税務課 ☎388-1112

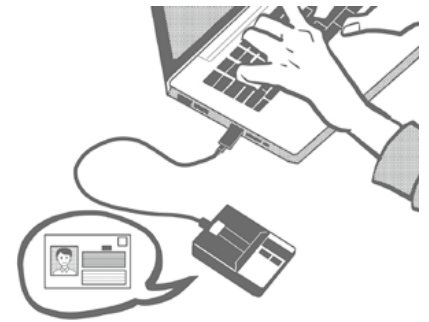
### 国民健康保険加入の方へ

「医療費のお知らせ」通知は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。「医療費のお知らせ」通知の送付には、受診から3~4か月かかりますので、確定申告の時期に間に合わない11月と12月診療分は、領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付してください。

岡住民課 ☎388-1115

## 申告会場に行かずに確定申告ができるe-Taxが大変便利です!

e-Taxとは国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を税務署へ電子送信することができる国税電子申告・納税システムのことです。また令和3年分の申告からはマイナンバーカードとカードの読取機能があるスマートフォンがあれば、マイナポータル連携を利用してふるさと納税、地震保険料などの情報をまとめて取得して申告書に自動入力できます。



### 町県民税の税額試算や申告書もご自宅で作成できます

町のホームページ「笠松町 町民税・県民税の税額試算・申告書作成コーナー」では、源泉徴収票の内容(収入金額や所得控除など)を入力することで町県民税の申告書を作成することができます。作成した申告書を郵送または税務課窓口へ提出すれば、申告会場に行かなくても申告できます。(電子申告・メールによる提出はできません。)

### 令和4年分の申告書作成コーナーは1月上旬より利用できます

令和4年分の申告は、確定申告書は国税庁のホームページで、町県民税の申告書は町のホームページで1月上旬より作成できるようになります。

申告書を自宅で作成・送信(郵送)すれば、事前予約をしたり申告会場に出向くことなく申告を済ませることができます。今年は、ご自宅で申告書を作成してみませんか?

国税庁ホームページ



国税庁のホームページでの  
所得税等の申告書作成・e-Taxがますます便利に!

町ホームページ



町民税・県民税の税額試算と  
申告書が作成できます

岡税務課 ☎388-1112